（海岸協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第七条の三　法第二十三条の三第一項の主務省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（海岸協力団体の指定）

第七条の四　法第二十三条の三第一項の規定による指定は、法第二十三条の四各号に掲げる業務を行う海岸の区域を明らかにしてするものとする。

（海岸協力団体に対する許可の特例の対象となる行為）

第七条の五　法第二十三条の七の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該海岸協力団体がその業務を行う海岸の区域において行うものに限る。）とする。

一　法第七条第一項の規定による許可　清掃その他の海岸保全施設等の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な同項に規定する他の施設等の設置による海岸保全区域の占用

二　法第八条第一項（第一号を除く。）の規定による許可　清掃その他の海岸保全施設等の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な水面若しくは公共海岸の土地以外の土地における法第七条第一項に規定する他の施設等の新設若しくは改築又は土地の掘削、盛土、切土その他令第三条第一項に定める行為

第八条第四項第三号ホ中「位置」の下に「（砂浜又は樹林にあつては、その敷地である土地の区域）」を加える。

第十一条中「、第七条」の下に「から第七条の五まで」を、「、第三条」の下に「及び第七条の五」を、「「別記様式第十一」と」の下に「、第七条の五第一号中「同項」とあるのは「同条」と、同条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第三十七条の五」と」を加える。

別記様式第七中「第二十一条第三項」の下に「、第二十一条の三第三項、第二十三条第三項」を加え、「及び第十八条第七項」を「、第十八条第七項及び第二十三条第三項」に改め、「第二十一条第四項」の下に「、第二十一条の三第四項、第二十三条第四項」を加え、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第七の二（日本工業規格Ａ４）

損　害　補　償　請　求　書

殿 海岸法第二十三条第五項の規定に基づき、次のとおり損害補償を請求します。					請求年月日	年　月　日	
				請求者	住　所		
					氏名 ふりがな	㊞	
					生年月日	年　月　日 （　歳）	男・女
					職業		
従事者	住　所						
	氏名 ふりがな						

| | | | | | | |